

「那覇港プロモーション映像制作業務」評価基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価する。

1. 提案競技に係る評価項目・評価基準（50点満点）

評価項目	評価基準	配点
①適合性 (業務目的)	・本業務の目的・意図を正しく理解し、それらを踏まえた提案となっているか。(5点)	5
②具体性 (企画・提案内容)	・那覇港の魅力が明確に伝わる紹介の仕方、内容となっているか。(5点)	25
	・日本人だけでなく、外国人にもわかりやすい構成となっているか。(5点)	
	・汎用性が高く、かつ、持続的な活用が期待できるものとなっているか。(5点)	
	・那覇港の魅力発信を効果的に行うにあたり、適切な映像の長さ及び映像構成のバランスが適当な提案となっているか。(5点)	
③実行性 (実施体制・スケジュール・実績)	・その他、魅力的な提案項目があるか。(5点) 例) ハイクオリティな映像収録ができる撮影機材・撮影技術を用いて、魅力的な映像撮影が行えるか。	15
	・本業務実施にあたり、十分な実施体制(組織、担当者)を有しているか。(5点)	
	・業務が円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。(5点)	
④妥当性(積算費用)	・過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められ業務の遂行が期待できるか。(5点)	5
合計	・業務に係る費用は効率的か	50

2. 評価方法

- (1) 各委員は、企画提案書ごとに評価項目について配点(5~25点)に応じた点数を記入し、評価を行う。
- (2) 各委員による評価の合計点の平均が60%(30点)に満たない場合には採用しない。
- (3) 選定委員会の結果に基づき、選定委員毎に応募者の順位を設定し、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を受託候補者とし、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点受託候補者とする。

順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2者以上ある場合は、以下のとおり対応する。

- 1) 順位を第2位とした委員の数が最も多い応募者を優先する。
- 2) 上記1)で差がつかない場合は、順位を第3位とした委員の数が最も多い応募者を優先する。
- 3) 上記2)で差がつかない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。